

平生町教育委員会会議 会議録

- 1 開 会 令和8年4月22日（水） 午前9時00分
- 2 場 所 平生町役場1号棟3階 委員会室
- 3 出席者 教育長 中本 稔
委 員 富田 克敏・伴 浩一・河内山 裕子
- 4 欠席者 委 員 廣池 康子
- 5 事務局 学校教育課長 久保 秀幸
社会教育課長 岡本 治典
学校教育課課長補佐 奥原 広大
学校教育課課長補佐 須藤 彰子
- 6 書 記 新しい学校づくり推進室室長補佐 岩田 成司

7 議 事

事務局 定刻となりましたので、ただいまから平生町教育委員会会議を開催いたします。
最初に、互礼を行います。

一同、礼。

開会前に皆様にご報告いたします。

廣池委員から、本日の会議を欠席するとの届出がありました。

それでは、開会にあたりまして中本教育長からあいさつを申し上げます。

教育長 (あいさつ)

事務局 それでは、平生町教育委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、進行を中本教育長にお願いいたします。

教育長 これより本日の平生町教育委員会会議を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、教育委員会会議規則第18条の規定により、富田委員と伴委員を指名いたします。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、日程第2 議案第1号 平生町教育委員会事務局組織規則の一部改正について審議いたします。

事務局から提案理由をお願いします。

学校教育課長

議案第1号でございます。

教育委員会事務局の組織の規則を一部改正するという内容でございます。

その理由といたしましては、令和8年度に新しい学校づくり推進室を新設いたしまして、室長兼務という形、それから岩田さん、横田さんという3人体制でこれから進めていくこととなりますけれども、その中にこれまでの室長補佐というポストが規則の方にはありませんでしたので、改めてそこを改正する形で、4月1日からの適用という形で皆さんにお伝えしたいと思います。

議案第1号の次に新旧対照表をつけております。

規則の内容がその次の資料に載っておりますけれども、新しい学校づくり推進室ができたことによって、室長、室長補佐という形で今後組織として動いていきたいと思っております。

以上です。

教育長 本件について何かご質問はございますか。

よろしいですか。

なければ、議案第1号について、承認される方の挙手をお願いします。

挙手全員です。

よって、議案第1号 平生町教育委員会事務局組織規則の一部改正については、全会一致で承認されました。

続きまして、日程第3 議案第2号 佐賀小学校運営協議会委員の任命から日程第5 議案第4号 平生中学校運営協議会委員の任命までを一括して審議いたします。

事務局から提案理由をお願いします。

学校教育課長

議案第2号、3号、4号という形で、佐賀小学校、平生小学校、平生中学校の運営協議会委員を教育委員会が任命するというようにしておりますので、皆さんに議決を求めらるものでございます。

運営協議会の方は、任期が2年という形で今年度新たに会長、副会長が決まることとなります。

私たちも、地域とともにある学校づくりを担うこの協議会、現場におられる教職員の皆さんを支えて、必要な支援を行ってまいりたいと思っておりますので、学校運営協議会について、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

3校の名簿をそれぞれつけておりますので、これを皆さんにお諮りするものでござい

ます。

以上です。

教育長 本件について、なにか質問はございますか。

よろしいですか。

ないようですので、議案第2号について、承認される方の挙手をお願いします。

挙手全員です。

よって、議案第2号 佐賀小学校運営協議会委員の任命については、全会一致で承認されました。

続いて、議案第3号について、承認される方の挙手をお願いします。

挙手全員です。

よって、議案第3号 平生小学校運営協議会委員の任命については、全会一致で承認されました。

続いて、議案第4号について、承認される方の挙手をお願いします。

挙手全員です。

よって、議案第4号 平生中学校運営協議会委員の任命については、全会一致で承認されました。

続きまして、日程第6 報告第1号 平生町立学校におけるスクールカウンセラー派遣決定の件を議題といたします。

事務局からお願いします。

学校教育課長

報告第1号でございます。

平生町立学校におけるスクールカウンセラーの派遣について、報告という形でお話しをさせていただきます。

1枚めくっていただいた後に、県の教育委員会から本町の教育委員会の方へのスクールカウンセラーの派遣の決定書をお届けしているかと思えます。

松井優子さん、平生中学校に派遣が決定したということで、派遣の期間としては1年間ということにはなりますけど、皆さんに報告をさせていただきたいと思えます。

以上です。

教育長 今の件について何か質問はございますか。

伴委員 時間数は変わってないのですか。

学校教育課課長補佐

昨年に比べてわずかに減ってはおりますが、大きくは変わりません。

教育長 毎年、時間を増やすようにというのは県の方にずっと要望は出しているのですが、なかなか難しいです。

松井スクールカウンセラーさんは、とても力のあるスクールカウンセラーで、不登校が多いというのは本町の課題でもありますが、その課題解決に本当に力を貸していただける方です。

今年も松井さんで良かったなと思っているところです。

よろしいですか。

続きまして、日程第7 報告第2号 平生町スポーツ推進審議会委員の委嘱の件を議題といたします。事務局からお願いします。

社会教育課長

それでは、報告第2号 平生町スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

1 ページめくっていただきまして、審議会委員名簿をご覧ください。

現在、任期の途中ではございますが、名簿の4番、平生中学校の校長先生が4月1日付けの人事異動で替わられております。

いわゆる宛て職でございまして、後任の西村武士様に委嘱しておりますのでご報告いたします。

任期につきましては、審議会条例の第4条の規定によりまして、前任者の残任期間となりますことから、令和9年12月31日までとなります。

以上でございます。

教育長 本件について、何か質問はございますか。

よろしいですか。

続きまして、日程第8 報告第3号 平生町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の件を議題といたします。

事務局からお願いします。

学校教育課長

報告第3号でございます。

お手元に今年3月に作成した実施計画をお届けしております。

この計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づいて策定をいたしております。

この法律が昨年、令和7年7月に改正をされました。

その内容としては、働き方改革を一層推進するということが大きな目的でございます。

これまでの働き方改革取組指針に替わるものとして、それぞれの自治体に計画の策定が義務付けられたものでございまして、令和8年3月に本町としても策定をいたしましたものでございます。

計画の趣旨といたしましては、働き方を見直して長時間勤務を是正すること、健康を守りウェルビーイングを確保するという、それから教育職員が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くことを通じて子どもたちにより良い教育を存分に行うことができるようにするなど、教育職員を取り巻く環境の改善を図り、質の高い教育を行うことができるようにするという趣旨でございます。

括弧2番には本町の現状、6年度の実績ということにはなりますけれども、月45時間を上回るという割合は、小中学校の合計として約48%という形になっております。

1枚めくっていただいて、そのうえで、この法の改正に基づいて計画を策定しておりますが、目標といたしましては2つほどございます。

時間外在校等時間に関する目標として、45時間以下の割合を100%に近づける、それから1年間における在校時間の平均時間を30時間程度に近づけるという目標を設定して、この計画に沿って取り組みを行ってまいりたいと思っております。

それから2点目ですが、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標として、定期健康診断、それから精密検査の受診率を100%にするという目標を設定して、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

この計画の期間としては、8年度から11年度の4カ年という形で設定して、本町としても取組みを進めていきたいというふうに思っております。

皆さんへの報告につきましては、今後3校の校長会等を通じてお話しをさせていただき、住民へもホームページ等で周知してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

教育長 何かこの件についてご質問はございますか。

伴委員 推進指標にもありましたが、これと同じ目標ですか。
何か違うところはありますか。

学校教育課長

国の改正の目標としては、一層推進するということになりますので、そのあたりの整合は取れていると思っております。

ただ地域の実情に応じた目標の設定というところでは変わってくるかもしれませんが、本町は令和6年度の実績等を踏まえて100%に近づけるという設定をいたしましたところでございます。

伴委員 評価というのは推進指標の方でされるということですか。

教育長 教育振興基本計画にある推進指標とこの目標値がどうかというのが伴委員さんの質問です。

伴委員　私が思うのは、食い違っていたらいけないというのがあります。

学校教育課長

それを踏まえての設定ということで認識をしております。

教育長　ちょっと確認します。
他何かご質問ございますか。

河内山委員

定期健康診断及び精密検査の受診率を100%にするということは、現状は100%ではないということですか。

学校教育課長

そうです。
働くことによって時間が取れてないということもあるかと思えます。
そのあたりは校長会を通じてそういった話をさせていただく形で、自分の健康を守っていただくということは伝えていきたいと思っております。

教育長　実は、県立は結構高いです。
100%に近いくらいです。
ところが、市町立は、義務教育の小中学校はすごく低いです。
今ぱっと出てこないですけど7割、記憶が定かではないですが、低いです。
毎年毎年、校長会でもお願いしています。
校長は誰が要検査か分かるので、上げて下さいということは毎回お願いしているのですが、忙しくてなかなか時間が取れないというのものもあるかもしれないですが、大きな課題ではあります。
上げなければいけないです。

河内山委員

今でも学校医とかありますよね。
その先生からの話とかもないのでしょうか。

教育長　校医から直接そのことについてというのは、なかなかないです。
その辺も必要かもしれないです。
自分ごととして捉えてほしいというのはとても思うところです。

富田委員　有給休暇の取得率はどうですか。

教育長 平均で10日以上は取っています。

最初の目安は10日というふうに言っていたので、10日以上はクリアしているのですが、できれば20日に極力近づけていければと思います。

ただ平均なので、17日、18日取る教員もいれば、例えば5日とか6日という教員も実際はいます。

全教員が10日以上というのが、本当はそういう目標でやらなければいけないのでしようけれども、今おっしゃるようになり差があります。

取っている教員のおかげでちょっと上がっているというのがあって、全教員というわけではない、そこはまたしっかり見ていかなければいけないと思います。

10日取ってない職員がいるというのは、一般企業であれば管理職が注意を受けるとかそういう対象となります。

文字を並べただけではなくて、実効性のあるものにしていきたいと思っています。

手前味噌ですが、この厳しい財政状況の中で、町としては教員の負担軽減のために支援員を配置したり、部活動指導員についても人材の配置はかなり手厚い対応はしているつもりなんです。

後は現場の教職員の意識をしっかりと変えて、校長のマネジメントとかをしっかりと入れて、健康な教員でないと子どもたちにきちっとした教育はできませんので、そこはしっかり見ていききたいと思います。

伴委員 直接関係ないのですが、学校の定期健康診断は夏休みですか。

教育長 夏休みですよ、今は。

学校教育課課長補佐

今年度から集団健診で夏休みに実施する形です。

伴委員 町教委の職員さんはいつ頃あるのですか。

学校教育課課長補佐

教育委員会は町長部局と一緒に秋口、9月、10月あたりです。

伴委員 町教委が決めることではないですけど、早い方がいいですよ。

教育長 そうですね。

事務局職員の働き方改革も気になっているところです。

よろしいですか。

それでは、以上で本委員会に付議されました案件の審議はすべて終了となります。

では、事務局にお返しします。

事務局 それでは、以上で平生町教育委員会会議を閉会いたします。
互礼で終わります。
一同 礼。

この会議録は、会議の経過を記載したものであり、その相違ないことを認め署名する。

令和8年4月22日

教育長 中 本 稔

委 員 富 田 克 敏

委 員 伴 浩 一

書 記 岩 田 成 司